

243 英吉利法律学校生徒庄司林造・佐藤八三郎他十一名出版
条例違反の件に付上申(写)回付

[明治二十年十二月十七日]

書記 (小野弥二) (榎本勝多)

(欄外注記1) 私立東京専門学校等生徒奥澤福三郎外拾式人出版条例違反者ト
認メラレ候義ニ付別紙警視総監ヨリ上申有之候条貴学特別監督
学校ニ係ル儀モ有之ニ付右写及御回付候也

明治二十年十二月十七日

文部省専門学務局長 濱尾 新

大学総長 渡邊洪基殿

千葉県安房国平郡山田村十五番地平民

東京府牛込区原町三丁目十六番地岡田純方寄留

発売人 東京専門学校生徒 奥澤福三郎 十九年

福岡県筑前国那珂郡春日村九十六番地平民

同 東京専門学校寄留生徒 木原勇三郎 二十三年

山形県羽後国飽海郡坂田港荒瀬町廿二番地平民

野付友三郎弟

東京府南豊島郡下戸塚村廿五番地加瀬良忠方寄留

発売人 東京専門学校生徒 野付卯三郎 二十三年

愛知県名古屋区百八町五十一番地土族

同 東京専門学校寄留生徒 今井鋌一 十九年

和歌山県和歌山区湊下町三番地平民

同 東京専門学校生徒 志賀信三郎 十九年

三重県伊勢国多気郡新茶屋町六十四番地平民

同 東京専門学校生徒 森 力三郎 二十年

高知県土佐国土佐郡水道町二百二十二番地土族

同 東京府麹町区有楽町三丁目一番地寄留

発売人 明治法律学校生徒 植田勇智 二十九年

宮崎県日向国西諸県郡細野村四十六番地土族農

東京府神田区猿楽町廿四番地大橋平三郎方止宿

同 明治法律学校生徒 森 長興 二十四年

鹿児島県指宿郡四方村五百三十七番地戸士族

同 明治法律学校寄留生徒 凶師熊五郎 二十三年

熊本県肥後国八代郡八代町字加子町平民

東京府神田区中猿楽町十四番地今城豊太郎方寄留

同 日本英学館生徒 遠山嘉三郎 十八年

富山県越中国下新川町入膳村五千四百三十六番地平民

東京府神田区仲猿楽町十七番地山田方寄留

発売人 商業専門学校生徒 竹内正人

(ママ)

山形県羽後国飽海郡前川村十三番地

東京府神田区五軒町十四番地野口カ子方寄留

出版人 英吉利法律学校生徒 庄司林造 二十五年

同県同国同郡吉出村七十七番地平民

東京府神田区今川小路二丁目十三番地渡会長範方寄留

発売人 英吉利法律学校生徒 佐藤八三郎 二十三年

右之者共肩書ノ如ク東京専門学校又ハ明治法律学校日本英学館
英吉利法律学校ノ生徒ニ有之候処今回島根県出雲国秋鹿郡美濃
村土族美美麟カ京橋区采女町九番地木村活版社即チ木村吉蔵ノ
雇人竹山弥蔵等ト謀リ該社ノ印刷器械ヲ用ヒ私ニ出版印刷シタ
ル谷干城板垣退助勝安房鳥尾小弥太尾崎三郎ボアソナート林有
造松尾清二郎ノ各意見書井上毅ボアソナート対話筆記并司法条
約改正議定案憲法草案等数種ノ図書若干ヲ出版美麟ヨリ受取或
ハ右生徒間ニ於テ受授シ之ヲ該校生徒ハ勿論他人ニモ売却シ又
ハ生徒等ト謀リ出版シタルコトヲ発見シ既ニ当庁ニ於テ出版条
例違犯者ト認メ其筋ヘ相当ノ処分ヲ求メ置候就テハ向來御監督
上ノ御参考ニモ可相成思料致候条此段上申候也

明治二十年十二月十五日 警視総監子爵 三嶋通庸印

文部大臣子爵 森有禮殿

(欄外注記)

「供閱 総長 (渡辺洪基) 書記官 (永井久一郎) 法科大学教頭 (種積陳重)」

「私立法律学校往復及雜書綴込」明治十九年、(四)